

補助金等取扱基準

補助金等の名称	公衆浴場設備改善事業補助金
補助事業等の標目	特定営業者（長野県が定める公衆浴場設備改善事業等補助金実施要領（以下「県要領」という。）第2に規定する特定営業者をいう。以下同じ。）が実施する基幹設備（県要領第5第1項に規定する基幹設備をいう。以下同じ。）の新設、増設又は改造に係る経費を補助することで、公衆浴場の設備改善を促進し、公衆衛生の向上を図る。
補助事業等の対象者	特定営業者
補助対象経費	基幹設備を新設、増設又は改造する事業に要する経費であって、事業に要する経費の総額が10万円以上のもの
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	補助対象経費の3分の2以内の額とし、1施設当たり200万円を限度とする。ただし、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 公衆衛生の向上のために必要な経費であるため
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成28年4月1日
補助事業等の終了時期	【終了時期が3年を超える場合の理由】 公衆衛生の向上のために継続して補助することが必要であるため
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	1 補助金の交付を受けようとする者は、提出書類欄第1号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。 2 補助事業者は、補助事業の内容の変更又は補助事業の中止若しくは廃止をしようとするときは、提出書類欄第2号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。 3 補助事業者は、事業終了後、提出書類欄第3号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

<p style="text-align: center;">提 出 書 類</p>	<p>(1) 次の申請時提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 諏訪市公衆浴場設備改善事業補助金交付申請書（様式第2号-1） イ 事業計画書 ウ 資金計画書 エ 工事施工前の現状の写真 オ 工事の詳しい内容及び内訳を記載した見積書 カ 建築工事にあつては、工事量が確認できる工事箇所の図面 キ 機器、設備類にあつては、カタログ又は価格表等価格の確認ができるもの ク 建築基準関係規定に適合するものであることの確認が必要な場合は、確認済証の写し ケ その他市長が必要と認める書類 <p>(2) 次の変更申請時提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 諏訪市公衆浴場設備改善事業補助金変更等申請書（様式第4号-1） イ 変更にあつては、変更の根拠となる書類 <p>(3) 次の報告時提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 諏訪市公衆浴場設備改善事業実績報告書（様式第5号-1） イ 事業実施調書 ウ 収支精算書 エ 工事施工中及び施工後の写真 オ 工事の詳しい内容及び内訳を記載した請求書及び領収書 カ 公衆浴場設備改善事業実施記録書 キ その他市長が必要と認める書類 <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p>
<p style="text-align: center;">担 当 部 署</p>	<p>諏訪市 市民環境部 環境課 環境衛生係</p>

平成28年 4月 1日 制定

平成28年 8月 1日 一部改正

令和 3年 3月17日 一部改正（令和 3年 4月 1日 施行）